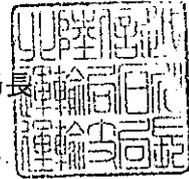


石運輸第104号の7  
石運整第126号の7  
令和3年6月3日

旅客自動車運送事業者各位  
貨物自動車運送事業者各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり公示の改正を行った旨の通知があったので、了知願います。

北信交監第23号の2  
北信交旅第121号の2  
北信技保第11号の2  
令和3年5月31日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の  
基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長より別添（令和3年5月28日付け国自安第13号、国自旅第64号、国自整第44号）のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



公 示

公示第5号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年  
9月20日付け公示第42号）について、別添のとおり一部改正する。  
なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津 真 生



## 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第42号</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 和 迺 健 二</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年5月31日付け公示第5号で一部改正)</u></p> <p><u>1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第42号</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準のよう定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 和 迺 健 二</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 (新設) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設)  (新設)		

## 公示第42号

## 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）に従って行うこととされたい。

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反

③ 法第33条第1項又は第2項の違反

④ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
  - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
  - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)及び(6)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの（(5)及び(6)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、10日車とする。
- (9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(6)、4.(4)又は5.(1)ただし書の取扱いを行おうと

する場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(11) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗合旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

(12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(2)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②の例にならって取り扱うものとする。

② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4.(1) ②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1) ②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1) ②ロに該当したことに伴って4.(1) ②ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1) 及び(2)により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。

(5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。

(6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は

相続人に付されているものとする。

- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(11)から(15)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①又は5.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(2)後段の規定にかかわらず、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (5) (1)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあつては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）2.(1)の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1)による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われ

た運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (6) の場合の停留所の使用の停止期間は、(4) により決定する処分期間と同じ期間（自動車の使用停止を開始する日から同使用停止を終了する日までをいう。）を限度とし、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5. (1) に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く。）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2) (1) ①の場合の事業の停止期間は、3. (2) による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3) (1) ②の場合の事業の停止期間は、(1) ②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ②ロに該当したことに伴って(1) ②ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

- (4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(6)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があ

った場合

- ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合  
(10) 3. (5) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

## 5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合  
② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合  
③ 4. (1) ②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4 (1) ②りに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4. (1) ②ロ、ハ、ニ、ホ及びへへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）  
④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合  
イ 法第9条第6項に規定する運賃又は料金の変更の命令  
ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令  
ハ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令  
ニ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令  
ホ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令  
へ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令  
ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令  
チ 法第31条に規定する事業改善の命令  
リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令  
⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1) ③及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。  
② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止

したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

#### 6. 特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、本通達を準用するものとする。この場合において、「一般乗合旅客自動車運送事業」とあるのは、「特定旅客自動車運送事業」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北信交旅第448号、北信交監第115号、北信技保第65号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北信交旅第449号、北信交監第116号、北信技保第66号)の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

#### 附 則 (平成26年1月27日付け公示第82号で一部改正)

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る公示の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する

#### 附 則 (平成26年4月30日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成26年5月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年7月17日付け公示第31号で一部改正)

1. この公示は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

#### 附 則 (平成28年7月1日付け公示第19号で一部改正)

この公示は、平成28年7月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年11月18日付け公示第55号で一部改正)

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。
2. 「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成23年1月21日付け公示第77号）は、平成28年11月30日限り、廃止する。

附 則（平成29年1月16日付け公示第74号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成29年3月15日付け公示第91号で一部改正）

この公示は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年4月6日付け公示第1号で一部改正）

1. この公示は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月26日付け公示第33号で一部改正）

1. この公示は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日付け公示第5号で一部改正）

1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

## ○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為 事項	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による	
運送法第9条第1項	運賃料金上限認可、運賃料金上限変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条第3項	上限認可範囲内運賃等事前届出、運賃等変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第4項	関係者間の協議が調ったこと運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車
運送法第9条第5項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第6項	運賃料金の変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第2項	運行系統、運行回数等の公示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更公示義務違反	警告	10日車
運送法第13条	運送引受義務違反	30日車	60日車
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 1 路線又は営業区域 2 車庫の位置及び収容能力 3 「1」「2」以外	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 1 各営業所に配置する事業用自動車の数等 2 運行系統又は運送の区間 3 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間	警告 10日車 10日車	10日車 20日車 20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 1 停留所又は乗降地点の位置、停留所間又は乗降地点間のキロ程 2 「1」以外	10日車 警告	20日車 10日車
運送法第15条の2第1項	路線の休廃止に係る事業計画事前変更届出違反	20日車	40日車
運送法第15条の2第5項	路線の休廃止に係る事業計画変更の日の繰り上げ事前届出違反	20日車	40日車
運送法第15条の2第6項	路線の休廃止に係る事業計画変更公示義務違反	警告	10日車
運送法第15条の3第1～2項	運行計画の設定(変更)事前届出違反 1 運行系統 2 地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数並びに始終発の時刻(指定回数以下は運行時刻) 3 運輸をする期間	10日車 10日車 10日車	20日車 20日車 20日車

運送法第15条の3第3項	軽微事項に係る運行計画変更の事後届出違反 1 変更後の運行回数が当該系統について指定範囲内の回数となる運行回数の変更 2 系統ごとの始終発時刻 3 変更後においても運行回数が当該系統について指定する回数以下となる系統ごとの運行時刻	10日車 10日車 10日車	20日車 20日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項から第4項まで、第15条の3第1項から第3項までの基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)に定める業務の確保命令違反	60日車	通達本文5.(1)④ロによる
運送法第19条第1項	無認可の共同経営に関する協定の締結、協定内容の無認可変更	10日車	20日車
運送法第19条の2	協定の変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④ハによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送	20日車×違反件数	40日車×違反件数
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④ニによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	通達本文5.(1)④ホによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車	40日車 通達本文4.(1)②ロ及び5.(1)③による
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項 運輸規則第2条第2項 運輸規則第2条第3項 運輸規則第3条第1項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反 一般準則(職務遂行の指導、措置)違反 苦情申出者に対する弁明義務違反	警告 警告 警告	10日車 10日車 10日車

運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 警告 60日車 警告 10日車	10日車 10日車 120日車 10日車 20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第8条	乗車券の発行及び記載事項違反	勧告	警告
運輸規則第9条第1項	運賃の払戻し義務違反	勧告	警告
運輸規則第9条第2項	無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反	勧告	警告
運輸規則第9条第3項	運送中断の際の取扱い義務違反	勧告	警告
運輸規則第11条	荷物切符の交付、荷物切符による貨物の引き渡し義務違反	勧告	警告
運輸規則第12条	早発の禁止違反	勧告	警告
運輸規則第14条第1項	危険物の輸送制限違反(旅客運送に付随するもの)	10日車	20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反(上記以外のもの)	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延の揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第17条	事故に関する揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第18条第2項	事故の場合の貨物に対する措置義務違反	勧告	警告
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車 警告 10日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車 40日車
	(注1)		
	4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。		

	① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。		
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下 ②未実施20件以上49件以下 ③未実施50件以上(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切 ②全て実施不適切	警告 10日車 20日車 警告 10日車	10日車 20日車 40日車 10日車 20日車
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。		

	(注2) 通達本文4.(1)②ニに該当するものを除く。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車
運輸規則第25条第1項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車
運輸規則第27条第1項	運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 営業所への備付け 3 記載事項の不備 4 運転者への指導 ①一部未実施 ②大部分未実施	警告 10日車 警告 警告 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 10日車 10日車 20日車
運輸規則第27条第2項	運行表の作成、運転者の携行義務違反 1 作成 ①一部作成なし	警告	10日車

	<ul style="list-style-type: none"> <li>②全て作成なし</li> <li>2 運行表の携行 <ul style="list-style-type: none"> <li>①一部携行なし</li> <li>②全て携行なし</li> </ul> </li> <li>3 記載事項の不備</li> </ul>	10日車	20日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>①選任5名以下</li> <li>②選任6名以上</li> </ul>	20日車 40日車	10日車 40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)</li> <li>②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)</li> <li>③全て作成なし</li> </ul> </li> <li>2 記載事項等の不備</li> </ul>	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 「2」「3」以外の違反(注1) <ul style="list-style-type: none"> <li>①一部不適切</li> <li>②大部分不適切</li> </ul> </li> </ul>	警告 10日車	10日車 20日車
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙1	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙2	
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 記録 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部記録なし又は記録の一部保存なし</li> <li>② 全て記録なし又は記録の全部保存なし</li> </ul> </li> <li>2 記載事項等の不備</li> <li>3 記録の改ざん・不実記載</li> </ul>	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 特別な指導の実施状況(注) <ul style="list-style-type: none"> <li>①一部不適切</li> <li>②大部分不適切</li> </ul> </li> <li>2 適性診断の受診状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>①受診なし1名</li> <li>②受診なし2名以上</li> </ul> </li> </ul>	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車
	(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合を		

いい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。

運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第2項	物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第3項	禁煙表示の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第4項	停留所又は乗降地点の名称の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条	点検整備関係義務違反		
(道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につ		

	1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4.(1)②へ及び5.(1)③による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文5.(1)④へによる
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数

	社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上  3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い  4 運賃料金の適正收受違反等その他	警告 20日車 40日車  10日車 20日車  警告	10日車 40日車 80日車  20日車 40日車  10日車
	(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	通達本文5.(1)④トによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	通達本文5.(1)④チによる
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4.(1)②ト及び5.(1)③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4.(1)②チ及び5.(1)③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出違反 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第2項	事業の休廃止届出違反 1 未届出 2 虚偽届	20日車 40日車	40日車 80日車
運送法第38条第3項(第15条の2第5項準用)	事業の休廃止に係る休廃止の日の繰り上げ事前届出違反	20日車	40日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5.(1)②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5.(1)②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による	
運送法第43条第6項	運賃・料金の届出違反(設定・変更)	20日車	40日車
運送法第43条第7項	事業実施方法の変更命令違反	60日車	許可の取消(注)
	(注) 行政処分を受けた日から3年以内に命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合		
運送法第43条第8項	事業管理の委託・事業休止・事業廃止届出違反 事業管理の委託・事業休止に関する変更届出違反 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車

運送法第43条第10項	事業の譲渡・合併・分割・相続による事業継承届出違反 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第82条第2項	荷主への不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	通達本文5. (1)④リによる
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 2 その他の条件又は期限違反	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車
(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	通達本文4. (1)②リ及び5. (1)③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反 第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出 第9号 運送需要者の氏名・名称・住所の変更届出	勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告	警告 警告 一 警告 警告 警告 警告 警告 警告

## 最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

## 1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

## 2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

## 3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

## 4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反を1. 5件として計算するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。)が存在する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為  
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取  
(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両を除く。)が存する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

北信交監第24号の2  
北信交旅第122号の2  
北信技保第12号の2  
令和3年5月31日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の  
基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長より別添（令和3年5月28日付け国自安第14号、国自旅第65号、国自整第45号）のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



公 示

公示第6号

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年  
11月18日付け公示第56号）について、別添のとおり一部改正する。  
なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津 真 生



## 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則（令和3年5月31日付け公示第6号で一部改正）</u></p> <p><u>1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 未受診者による健康起因事故が発生したものの(注3)(注4) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) (新設) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 (注) (新設)	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。					(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②に該当するものを除く。 (新設) (新設)	

公示第56号

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。

平成28年11月18日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹

## 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第33条第1項又は第2項の違反
- ③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

- ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
- ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。
  - ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
  - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍（(5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。
  - ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
  - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)の基準による基準日車等の2分の1（(5)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。
- (9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(4)ただし書、4.(4)、5.(1)ただし書又は5.(2)の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部及び運輸事務所を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改め

て指導する。

(11) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(12) 及び (13) に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貸切旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

(12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 法第 22 条の 2 若しくは第 29 条の 3 又は運輸規則第 38 条第 5 項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(3)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人

及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分等（3.（6）の規定により警告とする場合を含む。）を行う事業者には、1.（5）から（9）までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.（1）②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、（1）のほか、4.（1）②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.（1）②ロに該当したことに伴って4.（1）②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3)（1）及び（2）により事業者が付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
  - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。

この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(11)から(15)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①、5.(1)又は5.(2)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。
- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数(以下「使用停止車両数」という。)及び使用を停止する期間(以下「停止期間」という。)は次のとおりとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数(監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。)に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り捨てた整数値の日数とする。なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加するとともに、追加日(当該停止期間の翌日をいう。)における使用停止車両数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じた数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の事業用自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

- (5) (1)、(7)又は(9)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、

当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

(6) (2) の合算の結果、処分日車数が50日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。ただし、4. に該当し、事業の停止処分となる場合及び5. (1) に該当し、許可の取消処分となる場合並びに1. (8) ただし書きを適用する場合を除く。

(7) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。) に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

イ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(8) (7) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。) を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

(10) (9) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(11) (9) による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができる。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5. (1) 又は5. (2) に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く。）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

リ 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

ヌ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

ル 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

③ 貸切の監査方針2. (4) ①に規定する指摘事項確認監査（以下「指摘事項確認監査」という。）において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

(2) (1) ①の場合の事業の停止期間は、3. (2) による処分日車数を当該営業所に所

属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。なお、3.（8）の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。

（3）（1）②の場合の事業の停止期間は、（1）②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、（1）②ロに該当したことに伴って（1）②ホに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

（4）（1）の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

（5）次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.（2）の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（6）次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.（2）の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（7）次の①及び②のいずれにも該当する場合（（5）に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.（2）の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

（8）次の①及び②のいずれにも該当する場合（（6）に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.（2）の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から

道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(11) (1)③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等（許可の取消処分を除く。）の際に付加するものとする。

## 5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合（(2)に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4(1)②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

- ⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3. ⑱に基づき実施する監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- ⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (2) 次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。  
当該事業者勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であつて、当該事業者が悪質な法令違反があると認められる場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合の(1)③の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

#### 附 則

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

#### 附 則（平成29年1月16日付け公示第75号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

#### 附 則（平成29年3月15日付け公示第90号で一部改正）

この公示は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（令和２年１１月２６日付け公示第３４号で一部改正）

1. この公示は、令和２年１１月２７日から施行する。
2. 令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和３年５月３１日付け公示第６号で一部改正）

1. この公示は、令和３年６月１日から施行する。
2. 令和３年５月３１日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

## ○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による	
運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	60日車	120日車
運送法第9条の2第2項(第9条第6項準用)	運賃料金の変更命令違反	通達本文5.(1)④イによる	
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	60日車	120日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更公示義務違反	警告	10日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離又は車庫の収容能力不足 ②営業所、車庫の区域内新設、移設等	40日車 20日車	80日車 40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称	警告	10日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	通達本文5.(1)④ロによる	
運送法第20条	営業区域外旅客運送	60日車	120日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	通達本文5.(1)④ハによる	
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	通達本文5.(1)④ニによる	
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし 3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任	20日車  20日車	40日車  40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車

	2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条の2第1項	運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項の不備	60日車 警告	120日車 10日車
運輸規則第7条の2第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
運輸規則第7条の2第3項	申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反	20日車	40日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注)	警告 10日車 警告 20日車 40日車	10日車 20日車 10日車 40日車 80日車
	(注) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備	30日車	60日車

運輸規則第21条第3項	<p>②管理、保守不適切</p> <p>営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反</p> <p>1 睡眠施設の整備又は確保違反</p> <p>①未整備・未確保5件以下</p> <p>②未整備・未確保6件以上</p> <p>2 管理、保守不適切(注)</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p>
<p>(注)</p> <p>睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したもののみならず。</p>			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)</p> <p>①未受診者1名</p> <p>②未受診者2名</p> <p>③未受診者3名以上(注2)</p> <p>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4)</p> <p>3 疾病、疲労等による乗務</p> <p>4 薬物等使用乗務</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>80日車</p> <p>80日車</p> <p>100日車</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>80日車</p> <p>160日車</p> <p>200日車</p>
<p>(注1)</p> <p>疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(注2)</p> <p>通達本文4.(1)②ニに該当するものを除く。</p> <p>(注3)</p> <p>健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。</p> <p>(注4)</p> <p>事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</p>			
運輸規則第21条第6項	<p>交替運転者の配置義務違反</p> <p>①未配置5件以下</p> <p>②未配置6件以上</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p>	<p>20日車</p> <p>40日車</p>
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	40日車	80日車
運輸規則第24条第1項、第2項、第3項	<p>点呼の実施義務違反(注1)</p> <p>1 未実施(注2)(注3)</p> <p>2 不適切(注4)</p> <p>3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反)</p>	<p>40日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p>	<p>80日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p>
<p>(注1)</p> <p>・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</p> <p>(注2)</p> <p>通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。</p> <p>(注3)</p> <p>・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼</p> <p>・運行管理者、補助者の自己による点呼</p> <p>・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼</p> <p>・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼</p> <p>・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼</p> <p>(注4)</p> <p>・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼</p> <p>・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼</p>			
運輸規則第24条第4項	<p>アルコール検知器備え義務違反</p> <p>検知器の備えなし(注)</p>	60日車	120日車
<p>(注)</p> <p>備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。</p>			
アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)		20日車	40日車
<p>(注)</p>			

	常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	40日車 警告 60日車	80日車 10日車 120日車
運輸規則第25条第1項、 第2項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	30日車 警告 60日車	60日車 10日車 120日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録の改ざん・不実記載	30日車 60日車	60日車 120日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備	20日車 警告	40日車 10日車
運輸規則第28条	経路の調査等の義務違反	警告	10日車
運輸規則第28条の2第1項	運行指示書の作成等義務違反 1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反 2 記載事項等の不備	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第28条の2第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反	20日車	40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 記載事項等の不備	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切(実施2/3以上) ②一部不適切(実施1/2以上2/3未満) ③大部分不適切(実施1/2未満) 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3) 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)	警告 20日車 40日車 60日車	10日車 40日車 80日車 120日車
			別紙1
			別紙2
	(注1) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。 (注2) アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。 (注3) 通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。		

	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>① 一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>② 全て記録なし又は記録の全て保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>60日車</p>	<p>10日車</p> <p>80日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>
運輸規則第38条第2項	<p>運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注)</p> <p>① 一部不適切(実施1/2以上)</p> <p>② 大部分不適切(実施1/2未満)</p> <p>2 適性診断の受診状況</p> <p>① 受診なし1名</p> <p>② 受診なし2名以上</p>	<p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>	<p>40日車</p> <p>80日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>
(注) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況			
運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>整備不良車両</p> <p>1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)</p> <p>2 不正改造のもの</p> <p>3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用</p>	<p>10日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p>	<p>20日車×違反車両数</p> <p>40日車×違反車両数</p> <p>40日車×違反車両数</p>
(車両法第47条の2)	<p>日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数)</p> <p>① 未実施回数5回以下</p> <p>② 未実施回数6回以上14回以下</p> <p>③ 未実施回数15回以上</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>5日車×違反車両数</p>	<p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p>
(車両法第48条)	<p>定期点検整備等の未実施</p> <p>1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数)</p> <p>① 未実施1回</p> <p>② 未実施2回</p> <p>③ 未実施3回以上</p> <p>2 12月点検整備の未実施(注2)(注3)</p> <p>3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施</p>	<p>警告</p> <p>5日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p>	<p>5日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p>
(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。			



	①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第68条	運行管理補助者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5.(1)④ホによる	
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運輸規則第47条の7第1項	輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行(注1)  3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 その他	40日車×違反車両数 40日車  10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 80日車  20日車 40日車 10日車
	(注1) 「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」とは、「従前の「高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義等について」(平成24年10月31日付け、国自安第96号、国自旅第318号、観産第305号)における「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義によるものとする。		
	(注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	通達本文5.(1)④へによる	
運送法第31条	事業の改善命令違反	通達本文5.(1)④トによる	
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4.(1)②リ及び5.(1)③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4.(1)②ヌ及び5.(1)③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車

運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5.(1)②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5.(1)②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	60日車	通達本文5.(1)⑦による
運送法第84条第1項	運送命令違反	通達本文5.(1)④チによる	
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反		
	条件又は期限違反(注)	20日車	40日車
	(注) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険の未加入を除く。		
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	通達本文4.(1)②ル及び5.(1)③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
	第1号 運輸開始の届出	勧告	警告
	第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
	第3号 死亡届出	勧告	一
	第4号 休止事業の再開の届出	勧告	警告
	第5号 命令を実施した届出	勧告	警告
	第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	警告
	第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	警告
	第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	警告

## 最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

## 1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

## 2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

(a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議

(b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取

(c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

## 3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回	3回	4回目
警告	10	20	40日

## 4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数 of 次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反を1. 5件として計算するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあつては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあつては、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為  
に係る行政処分等の取扱いについて

## 1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

## 2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取

(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

## 3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

## 4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

北信交監第25号の2  
北信交旅第123号の2  
北信技保第13号の2  
令和3年5月31日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の  
基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長より別添（令和3年5月28日付け国自安第15号、国自旅第66号、国自整第46号）のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



公 示

公示第7号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年  
9月30日付け公示第54号）について、別添のとおり一部改正する。  
なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津真生



## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p data-bbox="533 347 645 375">公 示</p> <p data-bbox="71 422 241 450">公示第54号</p> <p data-bbox="168 531 1003 558">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="71 639 1104 922">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p data-bbox="71 930 1104 1034">なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p data-bbox="71 1077 347 1104">平成21年9月30日</p> <p data-bbox="629 1150 1077 1177">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p data-bbox="71 1262 228 1289">1. ～6. (略)</p> <p data-bbox="71 1332 228 1359">附 則 (略)</p> <p data-bbox="71 1369 795 1396"><u>附 則 (令和3年5月31日付け公示第7号で一部改正)</u></p> <p data-bbox="129 1406 1104 1469"> <u>1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。</u>  <u>2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規</u> </p>	<p data-bbox="1574 347 1686 375">公 示</p> <p data-bbox="1131 422 1301 450">公示第54号</p> <p data-bbox="1227 531 2063 558">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1131 639 2168 922">一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p data-bbox="1131 930 2168 1034">なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p data-bbox="1131 1077 1406 1104">平成21年9月30日</p> <p data-bbox="1688 1150 2136 1177">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p data-bbox="1131 1262 1288 1289">1. ～6. (略)</p> <p data-bbox="1131 1332 1288 1359">附 則 (略)</p> <p data-bbox="1131 1369 1220 1396"><u>(新規)</u></p>

定により行政処分等を行うものとする。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 40日車 3 疾病、疲労等による乗務 80日車 4 薬物等使用乗務 100日車	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 (新設) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設)  (新設)		

公示第54号

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月30日付け新自旅第625号、新整保第256号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。

平成21年9月30日

北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子

1. 通則

- (1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。  
また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- (2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
  - ② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反
  - ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
  - ④ 法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）
  - ⑤ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
  - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域（以下「特定地域」という。）又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。
- ① 特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.2倍に加重する。  
ただし、監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。②において同じ。）を特定地域指定時車両数（特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1.1倍とする。
  - ② 準特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.1倍に加重する。  
ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数（準特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して準特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の準特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置

していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。)よりも減少させている者は1倍とする。

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは、10日車とする。

(10) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この通達(別表第1を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.(4)若しくは5.(3)又は6.(1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局(運輸監理部を含む。以下同じ。)又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((13)及び(14)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動

車（一般乗用旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域及び沖縄総合事務局の管轄区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 廃止営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を除く。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

④ 当該事務所に最寄りの営業所（①から③までに該当する営業所がない場合に限る。）

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(13)①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び6.(2)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人

及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12)②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(10)までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.(1)④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1)④各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)④ロに該当したことに伴って4.(1)④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1)及び(2)により事業者が付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者ごとに、支局区域単位及び管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

  - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行又は無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人

(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

- (8) タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、別途定める。

### 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①から③まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。
- (3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。  
なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。
- (4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。  
ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (6) (1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項(タク特法第52条第2項又はタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標(軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ)の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の

総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

#### 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は6.（1）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が51点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）
- ③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合（①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けていない場合に限る。）
- ④ 次のいずれかに該当する場合（6.（1）⑥に該当する場合を除く。）
  - イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合
  - ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
  - ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合
  - ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
  - ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
  - ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合
  - ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
  - チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合
  - リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合
  - ヌ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第

17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2) (1)①から③までの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3) (1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1)④ロに該当したことに伴って4.(1)④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

(4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

(5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上))

のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(3)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(10) 3.(6)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

## 5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 法第31条第1号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が81点以上となった場合

② 複数の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の管轄区域における累積点数が161点以上となった場合

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、①又は②のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1)の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

① (1)①の場合にあつては、累積点数が81点以上となった支局区域内の全ての営業区域

② (1)②の場合にあつては、累積点数が161点以上となった管轄区域内の全ての営業区域

(3) (1)の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

## 6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置

を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者（①の事業者を除く。）について、累積点数が161点以上となった場合
- ③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- ④ 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消処分を受けた場合
- ⑤ 法第40条、タク特法第52条第1項若しくはタクシー適正化・活性化法第17条の3第1項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項（タク特法第52条第2項及びタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ⑥ 4.（1）④による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.（1）④又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.（1）④のロ、ハ、ニ、ホ及びへの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）
- ⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
  - イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令
  - ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
  - ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
  - ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
  - ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
  - へ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
  - ト 法第31条に規定する事業改善の命令
  - チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
  - リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令
  - ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令
  - ル タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令
  - ヲ タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令
  - ワ タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令
  - カ タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令

ヨ タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令

タ タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令

レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する確保命令

- ⑧ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)⑥及び⑦の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

#### 附 則

1. この公示は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1.(8)、3.(6)、4.(5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1.(8)の規定はなおその効力を有するものとする。

#### 附 則（平成21年11月20日付け公示第90号で一部改正）

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

#### 附 則（平成22年1月29日付け公示第116号で一部改正）

この公示は、平成22年1月29日から施行する。

#### 附 則（平成22年4月5日付け公示第3号で一部改正）

この公示は、平成22年4月5日から施行する。

#### 附 則（平成24年4月9日付け公示第3号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

#### 附 則（平成25年9月20日付け公示第43号で一部改正）

1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規

定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ④の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第63号、国自旅第131号、国自整第57号)の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附 則 (平成26年1月27日付け公示第83号で一部改正)

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (平成26年4月30日付け公示第9号で一部改正)

この公示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月16日付け公示第76号で一部改正)

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日付け公示第92号で一部改正)

この公示は、平成29年3月21日から施行する。

附 則 (平成30年4月6日付け公示第2号で一部改正)

1. この公示は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和2年11月26日付け公示第35号で一部改正)

1. この公示は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (令和3年5月31日付け公示第7号で一部改正)

1. この公示は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

## ○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車 (80日車)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	10日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ロによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ハによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ニによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 通達本文4.(1)④ロ及び6.(1)⑥による	40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車

運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反		
	1 記録なし	警告	10日車
	2 記載事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	4 記録の保存		
	①一部保存なし	警告	10日車
	②全て保存なし	10日車	20日車
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反		
	①一部の車両が未締結又は不適合	10日車	20日車
	②全ての車両が未締結又は不適合	20日車	40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反		
	①設定不適切(※)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
	②未設定(※)	10日車 (15日車)	20日車 (30日車)
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1)		
	①各事項の未遵守計5件以下(※)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
	②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)	10日車 (15日車)	20日車 (30日車)
	③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	20日車 (30日車)	40日車 (60日車)
	(注1)		
	1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。		
	① 各事項の未遵守計1件	10日車	20日車
	② 各事項の未遵守計2件以上	20日車	40日車
	(注2)		
	通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反		
	①未整備	30日車	60日車
	②管理、保守不適切	警告	10日車

運輸規則第21条第3項	<p>営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反</p> <p>1 睡眠施設の整備又は確保違反  ①未整備・未確保5件以下  ②未整備・未確保6件以上</p> <p>2 管理、保守不適切(注)</p>	<p>10日車 20日車</p> <p>警告</p>	<p>20日車 40日車</p> <p>10日車</p>
(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)  ①未受診者1名  ②未受診者2名  ③未受診者3名以上</p> <p>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)</p> <p>3 疾病、疲労等による乗務</p> <p>4 薬物等使用乗務</p>	<p>警告 20日車 40日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車 100日車</p>	<p>10日車 40日車 80日車</p> <p>80日車 160日車 200日車</p>
(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。			
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第22条第1項	<p>乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して)</p> <p>①未遵守5件以下(◎)  ②未遵守6件以上15件以下(◎)  ③未遵守16件以上(◎)</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>10日車 20日車 40日車</p>
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	<p>点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)</p> <p>1 未実施  ①未実施19件以下(※)  ②未実施20件以上49件以下(※)  ③未実施50件以上(※)(注2)</p> <p>2 不適切  ①一部実施不適切(※)  ②全て実施不適切(※)</p>	<p>警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p> <p>警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)</p> <p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>
(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 通達本文4.(1)④二に該当するものを除く。			
運輸規則第24条第4項	<p>アルコール検知器備え義務違反</p> <p>検知器の備えなし(注)</p>	60日車	120日車
(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			

運輸規則第24条第5項	<p>点呼の記録義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし(※)</p> <p>②全て記録なし(※)</p> <p>2 記載事項の不備(※)</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載(※)</p> <p>4 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(※)</p> <p>②全て保存なし(※)</p>	<p>警告 (警告)</p> <p>30日車 (45日車)</p> <p>警告 (警告)</p> <p>60日車 (90日車)</p> <p>警告 (警告)</p> <p>30日車 (45日車)</p>	<p>10日車 (15日車)</p> <p>60日車 (90日車)</p> <p>10日車 (15日車)</p> <p>120日車 (180日車)</p> <p>10日車 (15日車)</p> <p>60日車 (90日車)</p>
運輸規則第25条第3項、第4項、	<p>乗務等の記録義務違反</p> <p>1 記録(30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(※)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※)</p> <p>③全て記録なし(※)</p> <p>2 記録事項の不備(※)</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載(※)</p> <p>4 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(※)</p> <p>②全て保存なし(※)</p>	<p>警告 (警告)</p> <p>10日車 (15日車)</p> <p>30日車 (45日車)</p> <p>警告 (警告)</p> <p>60日車 (90日車)</p> <p>警告 (警告)</p> <p>30日車 (45日車)</p>	<p>10日車 (15日車)</p> <p>20日車 (30日車)</p> <p>60日車 (90日車)</p> <p>10日車 (15日車)</p> <p>120日車 (180日車)</p> <p>10日車 (15日車)</p> <p>60日車 (90日車)</p>
運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p>
運輸規則第26条の2	<p>事故の記録義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①記録なし2件以下</p> <p>②記録なし3件以上</p> <p>2 記録事項の不備</p> <p>3 記録の保存義務違反</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>警告</p> <p>警告</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p>
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	<p>日雇い運転者等の選任禁止違反</p> <p>①選任5名以下(※)</p> <p>②選任6名以上(※)</p>	<p>10日車 (15日車)</p> <p>20日車 (30日車)</p>	<p>20日車 (30日車)</p> <p>40日車 (60日車)</p>
運輸規則第36条第2項	<p>新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施)</p> <p>①不適切5名以下</p> <p>②不適切6名以上</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p>
運輸規則第37条第1項	<p>乗務員台帳の作成、備付け義務違反</p> <p>1 作成</p> <p>①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)</p> <p>②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)</p> <p>③全て作成なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p>
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)</p> <p>による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>

	②大部分不適切	10日車	20日車
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙1	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)	別紙2	
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切 ② 大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 40日車  警告  60日車  警告 10日車  警告 10日車	10日車 80日車  10日車  120日車  10日車 20日車  10日車 20日車
	(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勸告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車  60日車  警告	10日車 20日車  120日車  10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勸告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勸告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勸告	警告
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数

	<p>になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)</p> <p>2 不正改造のもの</p> <p>3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用</p>	<p>20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p>	<p>40日車×違反車両数</p> <p>40日車×違反車両数</p>
(車両法第47条の2)	<p>日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数)</p> <p>①未実施回数5回以下</p> <p>②未実施回数6回以上14回以下</p> <p>③未実施回数15回以上</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>5日車×違反車両数</p>	<p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p>
(車両法第50条第1項)	<p>整備管理者の選任義務違反</p> <p>整備管理者選任なし</p>	<p>通達本文4.(1)④へ及び6.(1)⑥による</p>	
(車両法第50条第2項)	<p>整備管理者に対する権限付与義務違反</p>	<p>10日車</p>	<p>20日車</p>
(車両法第52条)	<p>整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p>	<p>10日車</p> <p>80日車</p>
(車両法第53条)	<p>整備管理者の解任命令違反</p>	<p>40日車</p>	<p>80日車</p>
(車両法第58条第1項)	<p>無車検運行</p>	<p>60日車×違反車両数</p>	<p>120日車×違反車両数</p>
(車両法第66条第1項)	<p>自動車検査証の備付け</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
(車両法第48条)	<p>定期点検整備等の未実施</p> <p>1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数)</p> <p>①未実施1回</p> <p>②未実施2回</p> <p>③未実施3回以上</p> <p>2 12月点検整備の未実施(注2)(注3)</p> <p>3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施</p>	<p>警告</p> <p>5日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p>	<p>5日車×違反車両数</p> <p>10日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数</p>
	<p>(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。</p> <p>(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。</p> <p>(注3) 3に該当する場合を除く。</p>		
(車両法第49条)	<p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不实記載</p> <p>4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①保存なし3枚以下</p> <p>②保存なし4枚</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p>	<p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p>
運輸規則第46条	<p>整備管理者の研修受講義務違反</p>	<p>10日車</p>	<p>20日車</p>
運輸規則第47条	<p>点検等のための施設の不備</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
運輸規則第47条の8	<p>法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反</p>	<p>運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。</p>	
運輸規則第47条の9第3項	<p>補助者の要件違反</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
運輸規則第48条の2第1項	<p>運行管理規程の制定義務違反</p> <p>①不適切</p> <p>②未制定</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p>
運輸規則第48条の3	<p>運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)</p>	<p>10日車</p>	<p>20日車</p>
運輸規則第48条の4第1項	<p>死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反</p>	<p>20日車</p>	<p>40日車</p>
	<p>運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反</p>	<p>10日車</p>	<p>20日車</p>

運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	警告 警告
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ホによる
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用  2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上  3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い  4 運賃料金の適正收受違反等その他	40日車×違反車両数   警告 20日車 40日車  10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数   10日車 40日車 80日車  20日車 40日車 10日車
(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦へによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦トによる
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4.(1)④ト及び6.(1)⑥による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4.(1)④チ及び6.(1)⑥による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文6.(1)⑤による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標額置命令違反	通達本文6.(1)⑤による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦チによる

<p>運送法第86条第1項</p>	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上</p> <p>2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反</p> <p>3 その他の条件又は期限違反</p>	<p>警告 20日車 40日車</p> <p>通達本文4.(1)④リ及び6.(1)⑥による</p> <p>20日車</p>	<p>10日車 40日車 80日車</p> <p>40日車</p>
<p>(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。</p>			
<p>運送法第94条第1項</p>	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告 2 虚偽の報告</p>	<p>警告 60日車</p>	<p>10日車 120日車</p>
<p>運送法第94条第4項</p>	<p>検査拒否、虚偽の陳述等</p>	<p>通達本文4.(1)④又及び6.(1)⑥による</p>	
<p>運送法第95条</p>	<p>自動車に関する表示義務違反</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
<p>道路運送法施行規則 第66条第1項</p>	<p>届出義務違反</p> <p>第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出</p>	<p>勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告</p>	<p>警告 警告 一 警告 警告 警告 警告 警告</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第3条</p>	<p>無登録運転者の乗務</p>	<p>60日車</p>	<p>120日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第13条</p>	<p>運転者証の表示義務違反</p>	<p>40日車</p>	<p>80日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第15条</p>	<p>運転者証の記載事項の訂正義務違反</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項</p>	<p>運転者証の返納等義務違反</p> <p>①一部未実施 ②全て未実施</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第18条</p>	<p>運転者証の譲渡等禁止違反</p>	<p>40日車</p>	<p>80日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2</p>	<p>講習の受講命令違反</p>	<p>60日車</p>	<p>通達本文6.(1)⑦リによる</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第37条第8項</p>	<p>負担金納付命令違反</p>	<p>60日車</p>	<p>通達本文6.(1)⑦又による</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第43条第2項</p>	<p>タクシー乗車禁止地区における乗車</p>	<p>40日車</p>	<p>80日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第44条</p>	<p>タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第45条第1項、第2項</p>	<p>タクシーである旨の表示等義務違反</p>	<p>警告</p>	<p>10日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第46条第1項</p>	<p>個人タクシー事業者乗務証表示義務違反</p>	<p>40日車</p>	<p>80日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法 第47条</p>	<p>運転者証等類似不正表示禁止違反</p>	<p>40日車</p>	<p>80日車</p>

タクシー業務適正化特別措置法 第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 60日車 通達本文4.(1)④又及び6.(1)⑥による	10日車 120日車
タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車
タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車
特定地域及び準特定地域に おける一般乗用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性化 に関する特別措置法(以下 「タクシー適正化・活性化法」 という。) 第8条の7第1項	事業者計画の認可、事業者計画の変更認可違反	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第1項	事業者計画の認可命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ルによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第2項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ヲによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第3項	供給輸送力の削減命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ワによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第5項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦カによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の11第1項	営業方法の制限に関する命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ヨによる
タクシー適正化・活性化法 第16条の2	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第1項	運賃届出、運賃変更届出違反 1 未届出、不当運賃收受 2 虚偽の届出	20日車 40日車	40日車 80日車
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第2項	運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定)	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第3項	運賃の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦タによる
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第7項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	運送法第9条の3第1項の基準日車等を適用する。	
タクシー適正化・活性化法 第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー適正化・活性化法 第17条第2項	検査拒否、虚偽の陳述等	通達本文4.(1)④又及び6.(1)⑥による	
タクシー適正化・活性化法 第17条の2	輸送の安全確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦レによる
特定地域及び準特定地域に おける一般乗用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性化 に関する特別措置法施行 規則第11条の9第1項	届出義務違反	勧告	警告

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。

2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。

3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、通達本文1.(7)の「一定の違反」とする。

## 最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

## 1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

## 2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

## 3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

## 4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数 of 次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成21年9月29日付け国自安第66号、国自旅第134号、国自整第60号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為  
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取  
(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。  
また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月29日付け国自安第66号、国自旅第134号、国自整第60号) I 1. (3)の規定を準用する。

北信交監第26号の2  
北信交貨第43号の2  
北信技保第14号の2  
令和3年5月31日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の  
一部改正について

標記について、自動車局長より別添（令和3年5月28日付け国自安第16号、国自貨第18号、国自整第47号）のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



公 示

公示第8号

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年  
9月30日付け公示第58号）について、別添のとおり一部改正する。  
なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津 真 生



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第58号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 事業停止処分</p> <p>（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。</p> <p>また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第58号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 事業停止処分</p> <p>（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。</p> <p>また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。</p>

①～②（略）

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧（略）

6 許可の取消処分

①～⑧（略）

⑨ 法第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至った場合

⑩～⑪（略）

7～8（略）

附 則（略）

附 則（令和3年5月31日付け公示第8号で一部改正）  
この公示は、令和3年6月1日から施行する。

①～②（略）

③ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧（略）

6 許可の取消処分

①～⑧（略）

⑨ 法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

⑩～⑪（略）

7～8（略）

附 則（略）

（新規）

## 公示第58号

## 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

平成21年9月30日

北陸信越運輸局長 後藤靖子

## 1 通則

(1) 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行うべき違反行為は、この通達に定めるほか、別に定める。

(3) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(4)及び(7)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
  - ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
  - ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
- （4）違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）
  - ③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
- （5）行政処分等について加重又は軽減する場合その他必要と認められる場合は、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。
- （6）行政処分等（許可の取消処分を除く。）を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から原則3月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- （7）法第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第4項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、（4）①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- （8）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。
- （9）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。3（6）及び6（2）②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ①違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(3)②の例にならって取り扱うものとする。
- ②違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2 処分日車数制度

- (1) 事業者に対する行政処分等は、この通達によるほか、別に定める基準により、違反行為ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 行政処分を行うべき違反営業所又は1(3)から(9)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）には、(1)の基準日車等を合計した日車数（以下「処分日車数」という。）を付すものとする。
- (3) 最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為については、(2)の規定にかかわらず、別途個別に処分するものとする。

## 3 違反点数制度

- (1) 2(2)及び(3)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 5(1)による事業停止処分を行う事業者には、(1)のほか、5(1)各号に掲げる違反行為ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、5(1)⑤に該当したことに伴って5(1)②に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1)及び(2)により付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、当該営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) (3)による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
  - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていない、又は当該行政処分に係る違反行為を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されていること。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故（事業者の運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等無資格運転がないこと。

- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4) の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4) の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。

#### 4 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所等に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、許可の取消処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。

- (2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとし、所属する事業用自動車の5割を超えないものとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。

ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引車の数の5割を限度とすることとする。

(例) けん引車10両、被けん引車6両を保有する場合の停止例（日車数に応じて）

停止車両数が1両	→	けん引車1両	+	被けん引車1両	
〃	2両	→	けん引車2両	+	被けん引車2両
〃	3両	→	けん引車3両	+	被けん引車3両
〃	4両	→	けん引車4両	+	被けん引車3両
〃	5両	→	けん引車5両	+	被けん引車3両

処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11両 ～20両	21両 ～30両	31両～
～ 10日車	1 両	1 両	1 両	1 両
11 ～ 30日車	1 両	2 両	2 両	2 両
31 ～ 60日車	1 両	2 両	3 両	3 両
61 ～ 80日車	2 両	3 両	4 両	5 両
81日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

(注1) 端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあっては、「8」とする。

(注2) この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

- (3) 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を(2)による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日数の使用停止をさらに行うものとする。
- (4) 自動車等の使用停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車(被けん引車を除く。)の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

## 5 事業停止処分

- (1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合(6(1)④に該当する場合を除く。)において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間(以下「事業停止期間」という。)は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする(以下同じ。)

- ① 法第17条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)が、著しく遵守されていない場合
- ② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
- ③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、営業

所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤ 法第18条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑥ 法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

⑦ 法第27条第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合

⑧ 法第60条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

(2) (1)のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（5（1）各号、（2）①及び②の処分対象営業所を除く。）

(注1) ①及び②の事業停止処分については、法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) 同一管轄区域内の営業所に係る③の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の③の発動の後に付された当該管轄区域内の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

(3) (2)の表①から③までの処分対象営業所の事業停止期間は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	179日車 以下	180日車 ～ 269日車	270日車 ～ 359日車	360日車 ～ 499日車	500日車 以上
①の営業所	—		3日	7日	14日
②の営業所	—	3日	7日	14日	—
③の営業所	3日				

- (4) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属する全ての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。
- (5) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属する全ての事業用自動車について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、4(4)ただし書の規定を準用する。
- (6) 5(2)の事業停止処分を行う場合、処分日車数から、5(3)の事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数(4(2)なお書部分を準用する。)を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、事業停止処分と併せて、余った処分日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。
- (7) (1)から(6)までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
- ② 事業者又は当該違反営業所に選任された運行管理者(以下「事業者等」という。)が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
- ② 事業者等が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((8)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(9)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)又は(10)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (13) (8)から(12)までにおいて「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

## 6 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑩までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- ① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5（2）の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合
  - ② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合
  - ③ 法第33条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合
  - ④ 5（1）による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反（この場合において、5（1）⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（5（1）①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

- ⑤ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- ア 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令
  - イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程の変更命令
  - ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令
  - エ 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令（⑩及び⑪に該当する場合を除く。）
  - オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
  - カ 法第26条に規定する事業改善の命令
  - キ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第84条第1項に規定する運送に関する命令
- ⑥ 道路運送法第83条の規定に違反して有償で旅客運送を行い、かつ、反復的又は計画的なものと認められて4に規定する自動車等の使用停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反をした場合
- ⑦ 法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件（運輸開始の期限に限る。）に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合
- ⑧ 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合
- ⑨ 法第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至った場合
- ⑩ 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成16年6月30日付け国自総第120号、国自貨第29号。以下「確保命令通達」という。）1.（7）に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令（特定の違反項目に限る。）に従わなかった場合。
- ⑪ 確保命令通達1.（8）に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合の（1）①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

## 7 行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法第23条若しくは第26条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

## 8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

- (1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。
- (2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。
- (3) 4(1)(ただし書を除く。)及び(4)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。
- (4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、(3)により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6(1)③、④(5(1)⑧)に該当するものに限る。)若しくは⑤のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、6月の間行うものとする。
- (5) 5(4)及び(5)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。
- (6) (1)から(3)まで及び(5)の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1(1)	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
	、事業の全部又は一部の停止処分(以下「事業停止処分」という。)及び許可の取消処分	及び事業停止処分
1(3)①	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
1(5)	地方運輸局	運輸支局
4(4)	自動車検査証	自動車検査証(二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証)
	自動車登録番号標	車両番号標
5(5)	自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置	自動車検査証(二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証)の返納及び車両番号標の領置
	4(4)ただし書	8(6)の規定により読み替えて適用する4(4)ただし書

#### 附 則

- この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 5(7)、(9)及び(12)の規定は、この公示の施行後に違反行為があつたものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成16年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

#### 附 則 (平成21年11月20日付け公示第94号で一部改正)

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年1月4日付け公示第70号で一部改正)

この公示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日付け公示第4号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年9月20日付け公示第44号で一部改正）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 5（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け北信交貨第273号、北信交監第138号、北信技保第86号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第77号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成30年4月6日付け公示第3号で一部改正）

- 1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年10月31日付け公示第62号で一部改正）

- 1 この公示は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月26日付け公示第36号で一部改正）

- 1 この公示は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、令和3年6月1日から施行する。

北信交監第27号の2  
北信交貨第44号の2  
北信技保第15号の2  
令和3年5月31日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び  
日車数等について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長より別  
添（令和3年5月28日付け国自安第17号、国自貨第17号、国自整第48号）  
のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったので、了知され  
るとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



公 示

公示第9号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け公示第59号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

北陸信越運輸局長 野津真生



## 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という)は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年5月31日付け公示第9号で一部改正)</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という)は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

1 この公示は、令和3年6月1日から施行する。

2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したも(注2)(注3) 3 疾病・疲労等乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車		法第17条第1項第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 (新設) 2 疾病・疲労等乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車	
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設) (新設)				

## 公 示

3. 5. 31改訂版

公示第59号

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び  
日車数等について

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。

平成21年9月30日

北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子

### 記

- 1 (1) この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
  - ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
  - ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以

上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2) 次に掲げる違反について、(1)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反

② 法第27条第1項又は第2項の違反

③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2 局長通達1(2)の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
  - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
  - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、局長通達1（5）の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。
- 7 輸送の安全確保義務違反（初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。
- 8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

- 9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。
- 10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

附 則

- 1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則（平成21年11月20日付け公示第95号で一部改正）

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年1月4日付け公示第71号で一部改正）

- 1 この公示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の公示により行政処分を行うものとする。

附 則（平成23年3月31日付け公示第106号で一部改正）

この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第17条第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年9月20日付け公示第45号で一部改正）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 貨物処分公示附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日付け公示第124号で一部改正）

この公示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日付け公示第67号で一部改正）

- 1 この公示は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第78号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成30年4月6日付け公示第40号で一部改正）

- 1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年10月31日付け公示第63号で一部改正）

- 1 この公示は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月26日付け公示第37号で一部改正）

- 1 この公示は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日付け公示第9号で一部改正）

- 1 この公示は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」

別表

適用条項	違反行為 事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる。	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反  ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第5号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号 第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反 各営業所に配置する運行車の数違反	警告 警告	10日車 10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号 第2号、第3号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反  営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	警告 10日車	10日車 20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる。	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる。	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車	
第4項	2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車	
	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反			
	① 設定不適切	警告	10日車	
	② 未設定	10日車	20日車	
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1)			
	① 各事項の未遵守計5件以下	警告	10日車	
	② 各事項の未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車	
	③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	20日車	40日車	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。			
	① 各事項の未遵守計1件	10日車	20日車	
	② 各事項の未遵守計2件以上	20日車	40日車	
	(注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。			
第5項 第6項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車	
	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)			
	① 未受診者1名	警告	10日車	
	② 未受診者2名	20日車	40日車	
	③ 未受診者3名以上	40日車	80日車	
	2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)	40日車	80日車	
	3 疾病、疲労等による乗務	80日車	160日車	
	4 薬物等使用乗務	100日車	200日車	
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。			
	(注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。			
	(注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。			
	なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。			
第7項	交替運転者の配置違反	10日車	20日車	
	① 未配置5件以下	20日車	40日車	
	② 未配置6件以上			
第8項	100km超運行系統の乗務基準の設定違反			
	① 設定事項不足	勧告	警告	
	② 一部運行系統未設定	警告	10日車	
	③ 全運行系統未設定	10日車	20日車	
	乗務基準遵守の指導及び監督違反			
	① 一部不適切	警告	10日車	
	② 大部分不適切	10日車	20日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の2 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等			
	1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
(車両法第47条の2)	2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第2項) (車両法第52条)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
(車両法第53条) (車両法第58条第1項) (車両法第66条第1項) (車両法第48条)	整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの 整備管理者の解任命令違反 無車検運行 自動車検査証の備付け 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	10日車 警告 40日車 40日車 60日車×違反車両数 警告 警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	20日車 10日車 80日車 80日車 120日車×違反車両数 10日車 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚 点検等のための施設の不備 整備管理者の研修受講義務違反	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 警告 10日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 10日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 20日車	
第3条の3 第3条の4 法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示 過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30日車×違反車両数 10日車 20日車 10日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数 20日車 40日車 20日車	
安全規則第4条 法第17条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車	

## 別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第6条 第7条第1項～第3項	自動車車庫の位置違反 点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2) 2 不適切 ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	10日車 警告 10日車 20日車	20日車 10日車 20日車 40日車	
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。			
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第8条	乗務等の記録違反 1 記録(30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車	
第9条の2	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下	警告	10日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考	
		初違反	再違反		
第9条の3第1項～第3項	② 記録なし3件以上	10日車	20日車		
	2 記録事項の不備	警告	10日車		
第4項	3 記録の保存義務違反	警告	10日車		
	運行指示書				
第9条の5第1項	1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して)				
	① 5件以下	警告	10日車		
第2項	② 6件以上15件以下	10日車	20日車		
	③ 16件以上	20日車	40日車		
第10条第1項	2 記載事項等の不備	警告	10日車		
	運行指示書及び写しの保存義務違反	20日車	40日車		
第2項	運転者台帳				
	1 作成				
第10条第1項	① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)	警告	10日車		
	② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)	10日車	20日車		
第2項	③ 全て作成なし	20日車	40日車		
	2 記載事項等の不備	警告	10日車		
第10条第1項	運転者台帳の保存義務違反	警告	10日車		
	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反				
第10条第1項	1 「2」「3」以外の違反				
	① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合)	警告	10日車		
第10条第1項	② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	10日車	20日車		
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注1)(注3)	初回	2回目	3回目	4回目以上
第10条第1項	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	警告	10日車		
		初回	2回目以上		
第10条第1項	(注1)	警告	10日車	20日車	40日車
		警告	10日車		
第10条第1項	① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。				
第10条第1項	② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数(次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。				
第10条第1項	(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)				
第10条第1項	(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)				
第10条第1項	③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。				

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	<p>(注2)</p> <p>① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。</p> <p>また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。</p> <p>② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車がある場合にあっては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。</p> <p>③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。</p> <p>④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。</p> <p>(注3)</p> <p>2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。</p>			
第10条第2項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>① 一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>② 全て記録なし又は記録の全て保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記録</p> <p>指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注)</p> <p>① 一部不適切</p> <p>② 大部分不適切</p> <p>2 運転適性診断の受診状況</p> <p>① 受診なし1名</p> <p>② 受診なし2名以上</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p>	<p>10日車</p> <p>80日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p>	
第10条第3項	(注)			
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第11条	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	
第12条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車	
第21条第1項、第2項	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車	
第22条	運行管理規程の制定違反	警告	10日車	
第23条第1項	① 不適切	20日車	40日車	
	② 未制定			
	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	
	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車	
	2 運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車	

## 別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤	40日車 及び6(1)④による	
第2項 第3項	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	20日車 警告	40日車 10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反(注) (注) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条の4 施行規則第14条第1号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反	10日車	20日車	
第2号	1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。			
第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 3 その他(別に定められるものを除く。)	40日車×違反車両数 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オによる	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		

## 別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であつて、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	局長通達6(1)⑧による 10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	警告 警告 20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	
法第60条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による		
施行規則第44条第1項第1号	運輸開始の未届出	勧告	警告	
第2号	事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	警告	
第3号	休止事業の再開未届出	勧告	警告	
第4号	法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出	勧告	警告	
第5号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	勧告	警告	
第6号	事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告	警告	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日車×違反車両数 40日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 80日車×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤キによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	